明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

**第五十一条**　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （フレキシブルディスクの構造）<br>**第三十四条**　前条のフレキシブルディスクは、日本産業規格X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。<br>（フレキシブルディスクへの記録方式）<br>**第三十五条**　第三十三条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。<br>一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式<br>二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式<br>（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）<br>**第三十六条**　第三十三条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。<br>一・二　（略） | （フレキシブルディスクの構造）<br>**第三十四条**　前条のフレキシブルディスクは、日本工業規格X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。<br>（フレキシブルディスクへの記録方式）<br>**第三十五条**　第三十三条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。<br>一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式<br>二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式<br>（フレキシブルディスクにはり付ける書面）<br>**第三十六条**　第三十三条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。<br>一・二　（略） |

別記様式第一（表面）、別記様式第二（表面）及び別記様式第三から様式第十九まで中「日本工業規格」を削る。

（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則の一部改正）

**第五十二条**　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則（平成十三年厚生労働省令第百三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （フレキシブルディスクの構造）<br>**第六条**　前条のフレキシブルディスクは、日本産業規格X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。<br>（フレキシブルディスクへの記録方式）<br>**第七条**　第五条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。<br>一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式<br>二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式<br>（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）<br>**第八条**　第五条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。<br>一・二　（略） | （フレキシブルディスクの構造）<br>**第六条**　前条のフレキシブルディスクは、日本工業規格X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。<br>（フレキシブルディスクへの記録方式）<br>**第七条**　第五条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。<br>一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式<br>二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式<br>（フレキシブルディスクにはり付ける書面）<br>**第八条**　第五条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。<br>一・二　（略） |

（独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

**第五十三条**　独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）の一部を次のように改正する。